

太田市学校適正規模及び適正配置審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例（令和4年太田市条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、太田市学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、審議会は、会議の審議内容が次の各号のいずれかの事項にわたるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）第6条に規定する不開示情報に関する事項
- (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険な物を持っている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席が満員となったときその他必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 私語、談笑、拍手等をしないこと。
- (3) 携帯している電子機器類等から音を発生させないこと。
- (4) 委員の言論に対し批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 会議の妨害となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、全て係員の指示に従うこと。

5 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 傍聴人は、会長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(書面による調査審議)

第3条 条例第6条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面によ

る調査審議を実施することができる。

- 2 書面による調査審議の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、書面による意見の提出を求めることができる。

(議事録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他会長が必要と認める事項

- 2 議事録は、会長が指名する出席委員2人が署名する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。